

○京都府自治会館管理組合職員の育児休業等に関する条例

(平成8年3月18日条例第19号)

改正 平成20年3月10日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例1・一部改正)

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等の承認、育児休業等の期間の延長、部分休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月10日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。